

三重県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			4.4E-1	5.7E+1	57.0
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	2.4E+1	6.4E+0	4.4E+1	98.7
117	テブコナゾール				4.5E+0	4.5
139	トラロメトリン			6.1E+0	3.4E+0	9.5
140	フェンプロパトリン			2.9E+0		2.9
153	テトラメトリン	2.7E+2	1.3E+1	2.4E+2	1.7E-1	517.5
181	ジクロロベンゼン	5.6E+2	3.6E+2			924.6
225	トリクロルホン		1.2E+1			12.4
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		3.3E+2	3.7E+0		330.3
252	フェンチオン	5.9E+0	1.2E+2	5.9E+0		131.5
256	デカン酸				6.5E+0	6.5
350	ペルメトリン	3.3E+1	6.6E+1	2.0E+1	9.2E+1	211.6
405	ほう素化合物		1.3E-1	5.5E+1	2.0E+0	57.4
427	カルバリル			2.1E+2		209.0
428	フェノプカルブ			1.4E+2	2.5E+2	384.1
457	ジクロールボス	1.2E+2	1.2E+3			1,299.5
合 計		1.0E+3		6.8E+2	4.6E+2	4258.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等